年　金　医　療　課

係	分掌事務
後期高齢者医療係	（1） 後期高齢者医療に係る資格確認書及び資格情報通知書の引渡し等並びに申請及び届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関すること。 （2） 後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 （3） 後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関すること。
福祉医療係	（1） 老人に対する福祉医療費の支給に関すること。 （2） 心身障害者(児)に対する福祉医療費の支給に関すること。 （3） 一人親家庭児及びその親に対する福祉医療費の支給に関すること。 （4） 子育て支援医療助成事業に関すること。 （5） 重度心身障害老人健康管理事業に関すること。 （6） その他福祉医療に関すること。 （7） 未熟児養育医療の給付等を行うこと。 （8） 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 （9） 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関すること。
国民年金係	（1） 国民年金被保険者の資格等に関すること。 （2） 国民年金の各種裁定請求に関すること。 （3） 国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関すること。 （4） 福祉年金に関すること。 （5） 特別障害給付金に関すること。 （6） 在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関すること。 （7） 年金生活者支援給付金に関すること。 （8） その他国民年金に関すること。

区　分	1　**重度心身障害老人健康管理事業**	所管係	福祉医療係

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人等に対し、一部負担金に相当する額を健康管理費として給付する。

(1) 対象者　下記のいずれかに該当する人

① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表に定める 1 級又は 2 級に該当する人

② 児童相談所又は家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね 35 以下と判定されている人

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 1 級に該当する人（令和 6 年 8 月診療から）

④ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定されている人

⑤ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の 3 級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当する人（令和 6 年 8 月診療から）

⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定されている人（令和 6 年 8 月診療から）

⑦ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当し、かつ、その直前の障害の程度が精神障害等級表の 1 級に該当していた人（2 級の精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するまでに限る）（令和 6 年 8 月診療から）

⑧ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定されている人

(2) 所得制限

- 上記対象者①～⑦の場合

ア　本人

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

イ　配偶者・扶養義務者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

- 上記対象者⑧

市民税非課税世帯

(3) 財源の負担割合

- 上記対象者①～⑦

区　分	負担割合
府	1/2
市	1/2

- 上記対象者⑧

市単独事業

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和 58 年宇治市告示第 62 号）
◇ 重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱（昭和 58 年 4 月 5 日付第 212 号京都府福祉部長通知）

制 度 の 現 況

(1) 重度障害者 受給状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	1,568	1,511	1,472	1,489	1,507
受給件数（件）	46,785	46,339	45,715	46,888	47,619
支 給 額（円）	145,042,557	139,472,520	139,115,083	140,931,525	145,067,527

(2) 療育手帳 B のみ 受給状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	2	1	1	3	6
受給件数（件）	17	19	16	30	130
支 給 額（円）	40,663	70,461	65,120	28,312	117,449

区 分	2 **老人医療費支給事業**	所管係	福祉医療係

制 度 の 概 要

65 歳以上 70 歳未満の医療保険加入者で一定の条件に該当する人に対して、保険診療の自己負担分のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額を除いて助成する。

(1) 対象者
後期高齢者医療制度の被保険者を除く 65 歳以上 70 歳未満の人

(2) 所得制限
所得税が課税されない世帯であること

(3) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

◇　老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 56 年宇治市告示第 67 号）
◇　老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和 45 年京都府告示第 528 号）

制 度 の 現 況

(4) 受給状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
受給者数 A（平均）	人数（人）	1,582	1,497	1,613	1,832	2,043
	前年比	0.76	0.95	1.08	1.14	1.12
受給件数 B	件数（件）	33,878	30,700	32,523	36,582	40,890
	前年比	0.80	0.91	1.06	1.12	1.12
支給額 C	金額（円）	67,807,376	59,977,707	61,257,351	64,919,481	69,935,395
	前年比	0.88	0.88	1.02	1.06	1.08
一人当たり支給額 C/A	金額（円）	42,862	40,065	37,977	35,436	34,232
	前年比	1.15	0.93	0.95	0.93	0.97
一件当たり支給額 C/B	金額（円）	2,002	1,954	1,884	1,775	1,710
	前年比	1.10	0.98	0.96	0.94	0.96
受診率 B/(A×12)	%	178.46	170.90	168.03	166.40	166.79
	前年比	1.05	0.96	0.98	0.99	1.00

(5) 医療費給付状況

区分・項目＼年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	288	300	278	266	281
		入院外	17,253	15,765	16,613	18,403	20,487
	歯科		4,425	4,090	4,395	5,048	5,556
	調剤		9,235	8,236	8,897	10,520	12,014
	その他		2,677	2,309	2,340	2,345	2,552
	計		33,878	30,700	32,523	36,582	40,890
給付額（円）	医科	入院	6,304,585	5,633,933	5,660,340	5,351,937	3,907,637
		入院外	30,605,487	28,517,803	29,907,678	30,561,683	32,540,398
	歯科		6,706,343	5,956,083	6,419,444	7,428,972	8,158,184
	調剤		16,376,236	13,382,645	13,004,426	15,628,881	17,464,772
	その他		7,814,725	6,487,243	6,265,463	5,948,008	7,864,404
	計		67,807,376	59,977,707	61,257,351	64,919,481	69,935,395

区　分	3　**福祉医療費支給事業**	所管係	福祉医療係

制　度　の　概　要

一定の条件にある重度心身障害者及びひとり親家庭等に対し､保険診療の自己負担分について助成する。

㊟　重度心身障害者医療

(1) 対象者

医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）の 75 歳未満の障害者で、下記のいずれかに該当する人

① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表に定める 1 級又は 2 級に該当する人

② 児童相談所又は家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね 35 以下と判定されている人

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 1 級に該当する人（令和 6 年 8 月診療から）

④ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定されている人

⑤ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の 3 級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当する人（令和 6 年 8 月診療から）

⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定されている人（令和 6 年 8 月診療から）

⑦ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の 2 級に該当し、かつ、その直前の障害の程度が精神障害等級表の 1 級に該当していた人（2 級の精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するまでに限る）（令和 6 年 8 月診療から）

⑧ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定されており、年度末年齢が満 16 歳以上の人

(2) 所得制限

- 上記対象者①～⑦

ア　本人

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

イ　配偶者・扶養義務者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

- 上記対象者⑧

市民税非課税世帯

(3) 財源の負担割合

ア 上記対象者①～⑦

区　分	負担割合
府	1/2
市	1/2

イ 上記対象者⑧

市単独事業

㊊　ひとり親家庭医療

(1) 対象者

医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるひとり親家庭児若しくは両親のない児童及びひとり親家庭児を扶養する親

(2) 所得制限

親・扶養義務者

当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

(3) 財源の負担割合

区　分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

◇　重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 56 年宇治市告示第 40 号）

◇　福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和 50 年京都府告示第 294 号）

制 度 の 現 況

㊍　重度心身障害者医療

(1) 重度障害者

①　受給状況

区分＼年度		3	4	5	6	7
受給者数 A	人数（人）	1,758	1,715	1,682	1,713	1,707
	前年比	1.00	0.98	0.98	1.02	1.00
受給件数 B	件数（件）	45,063	44,643	45,627	46,736	46,293
	前年比	1.04	0.99	1.02	1.02	0.99
支給額 C	金額（円）	290,183,311	281,696,392	284,812,670	292,832,656	294,373,130
	前年比	1.00	0.97	1.01	1.03	1.01
一人当たり支給額 C/A	金額（円）	165,064	164,254	169,330	170,947	172,451
	前年比	1.00	1.00	1.03	1.01	1.01
一件当たり支給額 C/B	金額（円）	6,440	6,310	6,242	6,266	6,359
	前年比	0.97	0.98	0.99	1.00	1.01
受診率 B/(A×12)	%	213.61	216.92	226.06	227.36	226.00
	前年比	1.03	1.02	1.04	1.01	0.99

② 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	1,834	1,818	1,773	1,821	1,946
		入院外	22,850	22,415	22,766	23,015	22,539
	歯科		4,696	4,773	5,047	5,232	5,388
	調剤		13,323	13,248	13,552	13,996	13,744
	その他		2,360	2,389	2,489	2,672	2,676
	計		45,063	44,643	45,627	46,736	46,293
給付額（円）	医科	入院	67,051,707	62,942,803	59,731,286	57,062,883	61,457,796
		入院外	106,122,907	103,378,426	106,950,001	108,140,980	104,035,422
	歯科		20,625,868	22,212,350	22,584,435	24,147,662	23,990,009
	調剤		72,600,207	68,136,450	67,632,024	70,929,086	72,086,252
	その他		23,782,622	25,026,363	27,914,924	32,552,045	32,803,651
	計		290,183,311	281,696,392	284,812,670	292,832,656	294,373,130

(2) 療育手帳 B のみ

① 受給状況 （平成 30 年 1 月から実施）

区分 ＼ 年度		3	4	5	6	7
受給者数 A	人数（人）	233	249	255	256	238
	前年比	1.09	1.07	1.02	1.00	0.93
受給件数 B	件数（件）	3,917	4,615	5,194	5,488	5,622
	前年比	1.24	1.18	1.13	1.06	1.02
支給額 C	金額（円）	16,164,564	17,897,910	20,726,552	21,116,835	22,295,868
	前年比	1.07	1.11	1.16	1.02	1.06
一人当たり支給額 C/A	金額（円）	69,376	71,879	81,281	82,488	93,680
	前年比	0.99	1.04	1.13	1.01	1.14
一件当たり支給額 C/B	金額（円）	4,127	3,878	3,990	3,848	3,966
	前年比	0.86	0.94	1.03	0.96	1.03
受診率 B/(A×12)	%	140.09	154.45	169.74	178.65	196.85
	前年比	1.14	1.10	1.10	1.05	1.10

② 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	50	30	57	44	44
		入院外	2,006	2,348	2,621	2,778	2,768
	歯科		451	569	511	586	654
	調剤		1,160	1,379	1,642	1,754	1,770
	その他		250	289	363	326	386
	計		3,917	4,615	5,194	5,488	5,622
給付額（円）	医科	入院	1,917,342	1,212,278	2,420,940	1,567,797	1,578,470
		入院外	6,247,233	7,552,558	8,386,061	8,746,778	8,835,673
	歯科		2,082,264	2,529,891	2,363,789	2,685,738	2,912,182
	調剤		3,888,881	4,165,349	4,702,675	5,432,576	5,193,494
	その他		2,028,844	2,437,834	2,853,087	2,683,946	3,776,049
	計		16,164,564	17,897,910	20,726,552	21,116,835	22,295,868

㊊ ひとり親家庭医療

(1) 受給状況

区分 ＼ 年度		3	4	5	6	7
受給者数 A	人数（人）	3,722	3,562	3,495	3,375	3,263
	前年比	1.00	0.96	0.98	0.97	0.97
受給件数 B	件数（件）	44,544	43,744	47,977	47,196	46,000
	前年比	1.17	0.98	1.10	0.98	0.97
支給額 C	金額（円）	138,015,915	139,516,523	151,137,313	148,372,157	142,621,713
	前年比	1.16	1.01	1.08	0.98	0.96
一人当たり支給額 C/A	金額（円）	37,081	39,168	43,244	43,962	43,709
	前年比	1.15	1.06	1.10	1.02	0.99
一件当たり支給額 C/B	金額（円）	3,098	3,189	3,150	3,144	3,100
	前年比	0.99	1.03	0.99	1.00	0.99
受診率 B/(A×12)	%	99.73	102.34	114.39	116.53	117.48
	前年比	1.16	1.03	1.12	1.02	1.01

(2) 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	190	185	217	229	227
		入院外	23,899	23,085	25,021	24,290	23,468
	歯科		6,314	6,281	6,296	6,424	6,508
	調剤		11,521	11,773	13,910	13,897	13,439
	その他		2,620	2,420	2,533	2,356	2,358
	計		44,544	43,744	47,977	47,196	46,000
給付額（円）	医科	入院	10,285,831	10,252,147	11,777,518	12,640,607	11,191,762
		入院外	70,150,980	71,364,862	76,565,864	70,606,174	66,454,618
	歯科		23,944,217	24,758,867	25,238,874	25,884,568	27,061,917
	調剤		27,723,010	27,726,719	31,703,452	33,099,165	32,173,133
	その他		5,911,877	5,413,928	5,851,605	6,141,643	5,740,283
	計		138,015,915	139,516,523	151,137,313	148,372,157	142,621,713

区　分	4　**子育て支援医療費支給事業**	所管係	福祉医療係

制　度　の　概　要

宇治市内に住所を有し、出生の日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児及び児童の入院と入院外の医療費について、保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を支給する。保護者等の所得による制限はない。

(1) 制度改正の経過

平成 5 年 10 月	入院・入院外とも満 2 歳に達する日の属する月の末日まで
平成 8 年 12 月	入院のみ満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
平成 11 年 1 月	入院・入院外とも満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
平成 12 年 4 月	入院のみ満 4 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
平成 15 年 9 月	入院・入院外とも満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大（ただし、3 歳以上の入院外は 1 か月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給）
平成 18 年 1 月	事業名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」に改正し、市独自制度として入院外の実質無料化を 4 歳未満に 1 歳拡大するとともに満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの入院は 1 か月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給
平成 19 年 9 月	府制度で 4 歳以上の入院外の 1 か月の自己負担分を 8,000 円から 3,000 円に改正し、入院については満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
平成 24 年 9 月	府制度で入院外の 1 か月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、市独自制度として入院外の実質無料化を満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
平成 25 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
平成 26 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
平成 27 年 9 月	府制度で入院外の 1 か月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、入院については満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
平成 29 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
令和　元年 9 月	府制度で 3 歳以上の入院外の 1 か月の自己負担分を 3,000 円から 1,500 円に改正
令和　5 年 9 月	府制度で入院外の実質無料化の対象を小学校 6 年生まで拡大

(2) 財源の負担割合

区　分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

◇　宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成 5 年宇治市告示第 109 号）
◇　京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱（平成 5 年京都府告示第 407 号）

制 度 の 現 況

(1) 受給状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
受給者数 A（人）	21,006	20,428	19,766	19,071	18,557
受給件数 B（件）	242,773	238,092	273,885	265,620	257,761
支給額　C（円）	540,514,843	535,017,613	629,961,302	601,928,450	593,081,228
一人当たり支給額 C/A（円）	25,731	26,190	31,871	31,563	31,960
一件当たり支給額 C/B（円）	2,226	2,247	2,300	2,266	2,301
受診率 B/(A×12)（%）	96.31	97.13	115.47	116.07	115.75

(2) 医療費給付状況

【令和５年８月診療まで】中学校３年生までの入院及び０歳～2 歳の入院外

【令和５年９月診療から】中学校３年生までの入院及び０歳～小学校６年生の入院外

区分・項目＼年度			3	4	5	6	7
件数（件）	医科	入院	1,355	1,215	1,530	1,570	1,520
		入院外	34,575	32,917	82,014	120,300	111,292
	歯科		1,251	1,202	11,249	24,186	24,844
	調剤		16,523	17,695	47,463	69,844	67,849
	その他		131	73	647	1,986	2,531
	計		53,835	53,102	142,903	217,886	208,036
給付額（円）	医科	入院	59,658,542	55,760,121	74,543,745	80,049,929	78,606,204
		入院外	79,730,183	74,333,167	180,279,256	228,880,646	209,730,265
	歯科		4,229,715	4,031,306	28,829,167	65,296,670	68,278,897
	調剤		15,190,156	15,000,736	58,571,348	100,008,362	99,320,212
	その他		1,419,621	771,424	3,026,581	7,717,120	9,997,196
	計		160,228,217	149,896,754	345,250,097	481,952,727	465,932,774

(3) 前表以外の市独自制度

【令和５年８月診療まで】３歳～中学校３年生の入院外

【令和５年９月診療から】中学校１年生～中学校３年生の入院外

区分・項目＼年度	3	4	5	6	7
件数（件）	188,938	184,990	130,982	47,731	49,725
給付額（円）	380,286,626	385,120,859	284,711,205	119,975,723	127,148,454

区　分	**5　後期高齢者医療制度**	所管係	後期高齢者医療係

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うことを目的として創設された制度である。京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届出の窓口、資格確認書等の引渡し、保険料の徴収などを行う。

(1) 制度加入者
① 75 歳以上の人
② 65 歳以上で一定程度の障害があると広域連合が認定した人

(2) 保険料（令和８年度）

均等割額	＋	所得割額	＝	後期高齢者医療保険年間保険料
60,940 円 （59,590 円（医療分） 1,350 円（子ども分））		（総所得金額等－基礎控除額）×10.15%（医療分） × 0.25%（子ども分）		上限 87.1 万円 （85 万円（医療分） 2.1 万円（子ども分））

(3) 保険料の納め方
年金からの特別徴収が原則だが、年金額が年額 18 万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える人は納付書や口座振替による普通徴収となる。
また、申請により特別徴収を口座振替による納付に変更することも可能。

(4) 医療機関での負担割合

負担割合	区分	判定基準
3 割	現役並み所得者	同一世帯内に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人 ※ 下記ア～エに該当する場合は負担割合が 1 割又は 2 割となる（イ～エは申請が必要） ア 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者とその世帯に属する被保険者で、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下 イ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その収入が 383 万円未満 ウ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その人の収入が 383 万円以上かつ 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合の被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の人全員の収入額の合計が 520 万円未満 エ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、収入額の合計が 520 万円未満
2 割	一般Ⅱ	同一世帯内に住民税課税所得が 28 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人で、下記ア又はイに該当する人（現役並み所得者を除く） ア 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 200 万円以上 イ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 320 万円以上
1 割	一般Ⅰ 低所得Ⅰ 低所得Ⅱ	現役並み所得者・一般Ⅱ以外の人

(5) 後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類

① 療養費
② 入院時食事療養費・生活療養費（表 1）
③ 高額療養費（表 2）
④ 高額医療・高額介護合算療養費（表 3）
⑤ 訪問看護療養費
⑥ 移送費
⑦ 特別療養費
⑧ 保険外併用療養費
⑨ 葬祭費

（表 1） 入院時食事療養費・生活療養費

区　　分		一般病床	療養病床	
		一食当たりの食費	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
現役並み所得者・一般		550 円（※1）	550 円 （※1・2）	430 円（※5）
低所得Ⅱ（区分Ⅱの認定証（※3）の提示が必要）		270 円（※4）	270 円（※4）	
低所得Ⅰ	区分Ⅰの認定証（※3）の提示が必要	130 円	160 円（※6）	
	老齢福祉年金受給者(※7)	130 円	130 円	0 円

※1 指定難病の人は 330 円。平成 28 年 3 月 31 日において、すでに 1 年以上継続して精神病床に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している人は 260 円。
※2 医療機関の食事提供体制等により、510 円の場合もあり。
※3 マイナ保険証または適用区分が併記された資格確認書。
※4 低所得Ⅱの人が、長期該当の届出をし、届出月以前 12 か月以内の入院日数が 90 日を超え、認定された場合は 220 円。（京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得Ⅱの認定を受けた期間の入院日数も合算可）。
※5 指定難病の人は 0 円。
※6 入院医療の必要性の高い人は 130 円。
※7 指定難病の人も含む。

（表 2）　高額療養費（自己負担限度額）

区　　分		自己負担限度額（月額）		自己負担限度額(年間上限額)
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
現役並み所得者	現役Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	270,300 円＋1%（※1） 【140,100 円】（※2）		1,680,000 円
	現役Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	179,100 円＋1%（※3） 【93,000 円】（※2）		1,110,000 円
	現役Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	85,800 円＋1%（※4） 【44,400 円】（※2）		530,000 円 （※6）
一般	一 般 Ⅱ	22,000 円 （※5）	61,500 円 【44,400 円】（※2）	
	一 般 Ⅰ			
低所得	区 分 Ⅱ	11,000 円 （※7）	25,700 円 【24,600 円】（※2）	290,000 円
	区 分 Ⅰ	8,000 円	15,700 円	180,000 円

※1　医療費が 901,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
※2　【 】内は、直近 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合、4 回目から上限額が下がります。【多数回該当】
※3　医療費が 597,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
※4　医療費が 286,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
※5　年間上限額 216,000 円（毎年 8 月～翌年 7 月）
※6　年収約 200 万円未満であることが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い
※7　年間上限額 96,000 円（毎年 8 月～翌年 7 月）

(表 3)　高額医療・高額介護合算療養費（自己負担限度額）

区　　分		後期高齢者医療制度＋介護保険の自己負担限度額（8 月 ～ 翌 年 7 月 ま で の 年 額）
現役並み所得者	現役Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	212 万円
	現役Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	141 万円
	現役Ⅰ(課税所得 145 万円以上)	67 万円
一　　般		56 万円
低所得	区 分 Ⅱ	31 万円
	区 分 Ⅰ	19 万円

根拠法令等

◇　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
◇　京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）
◇　宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）

制度の現況

(1) 被保険者数

（単位：人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
被保険者数	27,658	28,990	30,580	31,986	32,953
（再掲）現役並み所得者	1,600	1,703	1,818	1,999	2,222
（再掲）非課税世帯の被保険者	11,977	12,666	13,547	14,198	14,328

(2) 後期高齢者医療被保険者の医療給付に要した額のうち宇治市負担分（翌年度精算をした後の金額）

（単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
保険療養給付費等負担金	2,035,592,582	2,125,829,090	2,247,428,845	2,398,917,106	2,511,863,586

(3) 保険料の収納状況

（単位：円）

区分＼年度		3	4	5	6	7
特別徴収	調定額	1,402,623,267	1,432,575,220	1,486,512,863	1,632,103,850	1,752,633,301
	収入額	1,405,773,910	1,435,811,662	1,489,999,001	1,636,060,207	1,758,593,673
	収入率（%）	100.22	100.23	100.23	100.24	100.34
普通徴収	調定額	1,033,664,877	1,200,563,476	1,251,061,084	1,407,767,781	1,508,015,899
	収入額	1,024,450,754	1,184,490,307	1,237,352,802	1,392,469,848	1,490,345,294
	収入率(%)	99.11	98.66	98.90	98.91	98.83
過年度新規	調定額	2,622,214	4,419,852	6,976,556	7,264,599	6,535,753
	収入額	2,618,452	4,401,266	6,559,272	7,253,233	6,522,526
	収入率(%)	99.86	99.58	94.02	99.84	99.80
滞納	調定額	23,912,075	20,684,740	28,949,842	28,313,436	31,359,046
	収入額	5,784,854	4,947,468	10,686,914	8,784,251	10,860,076
	収入率(%)	24.19	23.92	36.92	31.03	34.63
合計	調定額	2,462,822,433	2,658,243,288	2,773,500,345	3,075,449,666	3,298,543,999
	収入額	2,438,627,970	2,629,650,703	2,744,597,989	3,044,567,539	3,266,321,569
	収入率(%)	99.02	98.92	98.96	99.00	99.02

※収入額中には還付未済額を含む

区　分	6　国民年金事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基づき、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。

(1) 被保険者

① 第 1 号被保険者
日本国内に住所のある自営業者、学生、厚生年金が適用されていない被用者、無職者などで 20 歳以上 60 歳未満の人

② 第 2 号被保険者
厚生年金保険や共済組合等に加入している人（原則として 65 歳未満）

③ 第 3 号被保険者
厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人

④ 任意加入被保険者
次のア～エのすべての条件を満たす人が任意加入することができる。
ア　日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の人
イ　老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
ウ　20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の人
エ　厚生年金保険、共済組合等に加入していない人
上記に加え、次の人も加入することができる。
・年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の人
・外国に居住する日本人で 20 歳以上 65 歳未満の人

被保険者数の推移（各年度末現在）　（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
第 1 号被保険者	21,573	20,934	20,630	20,176	19,913
第 3 号被保険者	12,196	11,535	10,963	10,238	9,644
任意加入者	316	311	319	311	333
合計	34,085	32,780	31,912	30,725	29,890

(2) 保険料

第 1 号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料を納付しなければならない。

① 月額保険料の推移　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
月額	16,590	16,520	16,980	17,510	17,920

② 付 加 保 険 料　月額 400 円（昭和 49 年 1 月から変更なし）
（第 1 号被保険者及び任意加入被保険者で希望する人）

③ 保 険 料 の 免 除

ア　国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金（1 級又は 2 級）を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料が免除される（法定免除）

イ　保険料を納付することが著しく困難で、申請により認められた場合は、納付が免除（全額又は一部）される。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象

④ 学生納付特例

本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予される

⑤ 納付猶予制度（50歳未満の人。令和17年6月まで）

本人所得と配偶者所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される

⑥ 追納

③④⑤で承認された期間について、10年以内であれば、別に定められた保険料額であとから納付することができる

⑦ 産前産後の保険料の免除

第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月間）の保険料が免除される

⑧ 保険料の納付状況（各年度末現在）　（単位：月数）

年度	3	4	5	6	7
納付対象月数	135,346	131,106	129,280	127,855	124,801
納付月数	102,286	102,375	101,329	101,143	99,599
納付率（%）	75.6	78.1	78.4	79.1	79.8

⑨ 免除者数（各年度末現在）　（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
法定免除者数	2,118	2,146	2,179	2,175	2,194
申請免除者数	8,985	8,727	8,225	8,081	7,935
※（学生納付特例）	3,314	3,229	3,092	3,053	3,027
※（納付猶予）	1,102	1,119	1,017	1,046	979
合計	11,103	10,873	10,404	10,256	10,129
免除率（%）	51.5	51.9	50.4	50.8	50.9

※ 再掲

(3) 給付

① 老齢基礎年金

国民年金等の加入期間（資格期間）が、10年以上ある人に65歳から支給。ただし、支給年齢の『繰上げ』や『繰下げ』が、一定の要件内でできる

- 資格期間の合算

ア 国民年金の保険料を納めた期間（任意加入も含む。）

イ 国民年金の保険料が免除された期間

ウ 昭和61年4月からの第3号被保険者期間

エ 昭和36年4月以降の厚生年金保険や共済組合の加入期間（昭和36年3月以前の加入期間が含まれる場合もある。）

オ 厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月以降61年3月までの20歳以上60歳未満の間）

カ 学生であって国民年金に任意加入しなかった期間（ただし、平成3年4月より「任意加入」から「必ず加入」に変更）

キ 海外居住期間（日本国籍を有する人で、昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の間）

● 年金額
ア　加入可能年数の保険料を完納した場合、下記ウの年金額が支給される
イ　保険料を納めた期間が加入可能年数に不足する場合は、減額される

※　年金額の計算式

$$\text{満額の年金額} \times \frac{\text{厚生年金等 加入月数(20〜60 歳)} + \text{国民年金 納付月数} + ① + ②}{480\text{ 月（40 年×12 月）}}$$

①＝（平成 21 年 3 月までの）国民年金全額　国民年金 3/4　国民年金半額　国民年金 1/4
免除月数×1/3＋免除月数×1/2＋免除月数×2/3＋免除月数×5/6

②＝（平成 21 年 4 月以降の）国民年金全額　国民年金 3/4　国民年金半額　国民年金 1/4
免除月数×1/2＋免除月数×5/8＋免除月数×3/4＋免除月数×7/8

ウ　年金額の推移（完全自動物価スライド制）【　】内は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者の額

令和 4 年度	777,800 円		（月額　64,816 円）
令和 5 年度	795,000 円	【792,600 円】	（月額　66,250 円【66,050 円】）
令和 6 年度	816,000 円	【813,700 円】	（月額　68,000 円【67,808 円】）
令和 7 年度	831,700 円	【829,300 円】	（月額　69,308 円【69,108 円】）
令和 8 年度	847,300 円	【844,900 円】	（月額　70,608 円【70,408 円】）

② 障害基礎年金
● 対象者
ア　国民年金加入中や 60 歳以上 65 歳未満の日本国内居住中に病気やケガをして一定の障害が残った人
イ　20 歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った人
ウ　昭和 61 年 3 月 31 日までに障害福祉年金が支給されていた人

● 支給要件
ア　初診日の前日において、前々月までの保険料納付期間（免除期間を含む。）が加入期間の 3 分の 2 以上あること（又は初診日が令和 18 年 3 月 31 日までにある人は初診日の属する月の前々月から 1 年間保険料未納がないこと）
イ　上記イ、ウの場合、本人の所得が一定額以上あるときは、一部又は全部が支給停止される

● 年金額（完全自動物価スライド制）
ア　障害基礎年金の支給基本額（2 級）は、老齢基礎年金（満額）と同額
イ　障害の程度が障害等級表の 1 級に該当する場合は、上記金額の 100 分の 125 に相当する額
ウ　18 歳未満の子（障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある子は 20 歳未満）の生計を維持しているときは、子の数に応じて加算される

子 1 人当たり加算額　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
1 子・2 子	223,800	228,700	234,800	239,300	243,800
3 子以降	74,600	76,200	78,300	79,800	81,300

③ 遺族基礎年金

- 対象者

ア　国民年金加入中に死亡した場合、その人に生計を維持されていた 18 歳未満の子のある配偶者又は遺児（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある 20 歳未満の子）

イ　昭和 61 年 3 月 31 日までに母子・準母子福祉年金が支給されていた人

- 支給要件

ア　死亡した人が、死亡日の前日において障害基礎年金と同様の納付要件を満たしているか、保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 25 年以上あること

イ　上記イの場合、受給権者の所得が一定額以上あるとき等は支給停止される

- 年金額（物価スライド制）

ア　遺族基礎年金の基本額は、老齢基礎年金（満額）と同額

イ　配偶者に支給される場合　基本額　＋　障害基礎年金の子の加算額

ウ　子に支給される場合、子が 1 人のときは、基本額のみ。2 人以上いるときは、2 人目以降の子の加算額を加えた額を、子の数で除して得た額をそれぞれに支給

④ 寡婦年金

- 対象者

保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 10 年以上ある夫が、老齢（障害）基礎年金を受けていないで死亡し、かつ、その夫に生計を維持され婚姻関係が 10 年以上ある妻。ただし、妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されない

- 支給期間

60 歳から 65 歳になるまで

- 年金額

夫が 65 歳から受けるはずであった老齢基礎年金額の 4 分の 3 の額

⑤ 付加年金

- 対象者

付加保険料（任意）を納付した人

- 年金額（老齢基礎年金に下記の金額が加算される。）

200 円　×　付加保険料納付月数

⑥ 死亡一時金

- 対象者

第 1 号被保険者（任意含む）として保険料を 3 年以上納めた人が老齢基礎年金等を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される

- 支給額（平成 6 年 4 月 1 日から下記の金額）

3 年以上 15 年未満	120,000 円	15 年以上 20 年未満	145,000 円
20 年以上 25 年未満	170,000 円	25 年以上 30 年未満	220,000 円
30 年以上 35 年未満	270,000 円	35 年以上	320,000 円

⑦ 老齢年金（旧法年金）

- 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、生年月日に応じた国民年金の資格期間を満たしている人

● 年金額

基本年金額　2,501 円 ×（保険料納付月数＋保険料免除月数×1/3）× 物価スライド
（明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人 3,752 円×月数）

付加年金　　200 円×付加保険料納付月数

10 年から 24 年の加入で老齢年金になる人は上記式に次の額が加算

$$968\text{円}\times(300-\text{加入月数})\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料納付免除月数}\times 1/2}{\text{加入月数}}\times\text{物価スライド}$$

⑧ 通算老齢年金（旧法年金）

● 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、他の年金制度の加入期間（合算対象期間）を合算して 10 年以上の資格期間がある人又は昭和 36 年 4 月 1 日以降で他の年金制度の加入期間を合計して生年月日に応じた資格期間を満たしている人

なお、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人でも、昭和 61 年 3 月 31 日以前から厚生（共済）年金を受けているときは、国民年金通算老齢年金を受けることになる

● 年金額

明治 44 年 4 月 2 日以降生まれの人

2,501 円 ×（保険料納付月数＋保険料免除月数×1/3）× 物価スライド

（明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人は、上記の 2,501 円を 3,752 円とする。）

⑨ 老齢福祉年金

● 対象者

国民年金に加入できなかった、明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人

● 年金額

ア　全額が国の負担によって支給されているため、所得制限等があって全額又は一部が支給停止される

イ　支給額　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
年金額	398,500	406,100	416,900	424,900	432,900

⑩ 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される

給付金は、受給年金により以下の 3 種類に区分される

ア　老齢年金生活者支援給付金

● 対象者　　以下の支給要件を全て満たしている人

1. 65 歳以上で、老齢基礎年金を受けている
2. 請求される人の世帯全員の市民税が非課税
3. 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約 93 万円以下（毎年度改定）

● 給付額

保険料納付済期間等に応じて算出され、以下の計算式の合計額となる

1. 保険料納付済期間に基づく額（月額）

基準額（毎年度改定）×保険料納付済期間/480 月

（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
基準額	5,020	5,140	5,310	5,450	5,620

2. 保険料免除期間に基づく額（月額）
基準額（毎年度改定）×保険料免除期間/480 月

（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
基準額	10,802	11,041	11,333	11,551	11,768

イ 障害年金生活者支援給付金

● 対象者　以下の支給要件を全て満たしている人
1. 障害基礎年金を受けている
2. 前年の所得額が「4,794,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下である

● 給付額　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
障害等級 2 級	5,020	5,140	5,310	5,450	5,620
障害等級 1 級	6,275	6,425	6,638	6,813	7,025

ウ 遺族年金生活者支援給付金

● 対象者　以下の支給要件を全て満たしている人
1. 遺族基礎年金を受けている
2. 前年の所得額が「4,794,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下である

● 給付額　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
給付額	5,020	5,140	5,310	5,450	5,620

※ ただし、2 人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、給付額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる

⑪ 年金等の支払時期

年金等	支払月日	支払月分
基礎年金 寡婦年金 老齢年金 年金生活者支援給付金	2・4・6・8・10・12 月の各月 15 日 （土・日・祝日は前日）	前月までの 2 か月分
老齢福祉年金	4・8・12 月の各月 11 日 （土・日・祝日は前日）	前月までの 4 か月分

根 拠 法 令 等

◇ 国民年金法（昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号）
◇ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年 11 月 26 日法律第 102 号）

区　分	7　特別障害給付金事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、創設された福祉的措置制度。

(1) 支給対象

① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金 1，2 級相当の障害に該当する人。ただし 65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。
なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。

(2) 支給月額（物価スライド）　（単位：円）

年度	4	5	6	7	8
1 級	52,300	53,650	55,350	56,850	58,650
2 級	41,840	42,920	44,280	45,480	46,920

根　拠　法　令　等

◇　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年 12 月 10 日法律第 166 号）

区　分	8　在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

国民年金法の国籍要件が撤廃された昭和 57 年 1 月 1 日より前から既に重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対して、給付金を支給する。

(1) 対象者　宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人
（ただし、障害基礎年金等の受給者は除く。）

① 昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた人

② 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人

③ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している人でその障害にかかる初診日が昭和 56 年 12 月 31 日以前の人

(2) 給付額　月額　36,000 円　所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根　拠　法　令　等

◇　在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成 7 年 9 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

区分＼年度	3	4	5	6	7
支給人数（人）	4	3	3	3	3
金　　額（千円）	1,728	1,296	1,296	1,296	790

区　分	**9　在日外国人高齢者特別給付金支給事業**	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの制度的無年金となっている在日外国人高齢者に対して給付金を支給する。

(1) 対象者　　宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人
① 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人
② 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人

(2) 給付額
月額　10,000 円　所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根　拠　法　令　等

◇　在日外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成 11 年 8 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

区分＼年度	3	4	5	6	7
支給人数（人）	2	2	2	2	0
金額（千円）	240	240	240	100	0